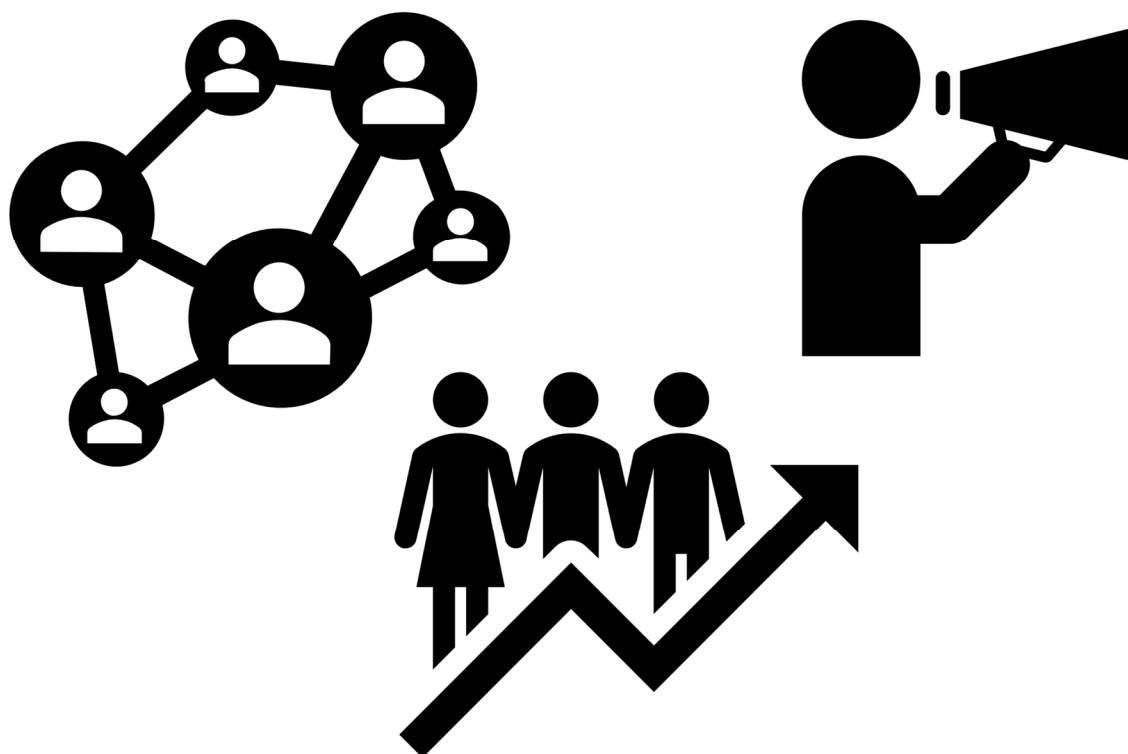


令和8年度（2026年度）

大阪府豊能地区公立学校

10年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修）の手引



1. めざす教職員像	p.1
2. 校外研修年間計画	p.2
3. 実施要項	p.3
4. 研修実施計画書【様式3】作成上の留意事項	p.5
5. 研修実施報告書【様式4】、選択研修報告書【様式5】作成上の留意事項	p.6
6. 校内研修実施上の留意事項	p.7
7. 校内研修のモデル	p.8
8. 研修実施計画書【様式3】について	p.9
9. 研修実施報告書【様式4】について	p.12
10. OPPシート記入例	p.15
11. 年間提出書類チェック表	p.16
12. 教員の資質向上に関する指標	p.17

豊能地区教職員人事協議会は、「子どもとともに学び続ける教職員」を

めざす教職員像とし、法定研修を実施します。

めざす教職員像

子どもとともに学び続ける教職員

子どもに寄り添い、 子どもに信頼される教職員	豊かな人間性と高い使命感を 兼ね備えた教職員
専門的な知識・技能を高め、 実践的な指導力あられる教職員	保護者や地域の人と向き合い、 信頼と協働の関係を 築くことができる教職員

そのために、10年経験者研修で、受講者に身につけてほしい力は以下のとおりです。

受講者につけたい力

1. 学校全体の視点に立って、学校運営に関わることができる力
2. 教科等の高い専門性を身につけながら、まわりの教職員と高め合うことができる力
3. 児童生徒を総合的に理解し、子どものキャリア発達を支援できる力
4. さまざまな困難な事象においても、自らの役割を見定めて組織的に対応できる力
5. 高い人権意識をもち、学校の人権教育及び地域啓発を推進できる力

10年経験者研修は、「教育公務員特例法第24条」に基づく研修であり、

「中堅教諭等資質向上研修実施要項」にしたがって行われる法定研修です。

法定研修の受講にあたって

研修会場では、必ず名札を
着用してください。



研修会場に、自転車・バイク等で
乗り入れることは禁止です。



スケジュールを各自で管理し、
決められた日に受講してください。



原則、研修内容の録音・録画
・写真撮影等は禁止です。



※その他、法定研修に関する質問等は、学校管理職を通じ、各市町教育委員会事務局にお尋ねください。

令和8年度(2026年度)豊能地区公立学校10年経験者研修 校外研修年間計画

(中堅教諭等資質向上研修)

共通研修【大阪府豊能地区教職員人事協議会 実施研修】

回	1班 日時	2班 日時	研修内容	会場等	研修のねらい 指標該当項目
1	6月 9日(火) 15:00~17:00	6月 4日(木) 15:00~17:00	オリエンテーション 組織づくり①	豊中市教育センター	第3期 4、7、10
2	小学校 7月29日(水) 9:30~12:30	中学校 7月30日(木) 9:30~12:30	組織づくり② - [初任者×10年経験者] コラボ研修 -	大教大附属池田小 ※上靴・靴袋が必要	第3期 10、11、12
	大教大附属池田中 ※上靴・靴袋が必要				
3	8月 5日(水) 10:00~12:00		組織づくり③	池田市民文化会館	第3期 7、10、12
4	10月22日(木) 15:00~17:00	10月27日(火) 15:00~17:00	人権教育の推進について	池田市教育センター ※上靴・靴袋が必要	第3期 1、3、7
5	2月 2日(火) 15:00~17:00	1月28日(木) 15:00~17:00	リフレクション 閉講式	豊中市教育センター	第3期 3、4、9

※第2回は「校種別」での開催です。

【所属市町教育委員会実施研修】

所属市町教育委員会による日程	所属市町教育委員会が10年経験者研修の必修として実施する研修を受講する。
----------------	--------------------------------------

【選択研修】

課業期間中及び長期休業期間中	教科指導、教育諸課題に関する研修の中から受講者が選択して受講する。
----------------	-----------------------------------

中堅教諭等資質向上研修 実施要項

1. 目的

豊能地区各市及び町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「豊能地区公立学校」という。）中堅教諭等資質向上研修（5年経験者研修及び10年経験者研修）は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて、中堅教諭等としての職責を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2. 対象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象者は、別に定める計算方法に基づき、在職期間が5年め及び10年めのすべての教諭等とする。
- (2) 上記(1)の対象者が所属する公立学校を所管する豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町教育委員会（以下「所属市町教育委員会」という。）は、これらの対象者について、第4項に定める年間研修計画及び第5項に定める研修実施計画に従い1年間の研修を受けさせるものとする。

3. 内容

- (1) 豊能地区公立学校5年経験者研修
5年めの教諭等は、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）が実施するミドルリーダーへの自覚を促すなど、意識向上を図ることを目的とした校外研修を2回、自らの専門性を高めることを目的とした協議会が指定するオンデマンド研修を1回以上受けるものとする。
- (2) 豊能地区公立学校10年経験者研修
 - ① 10年めの教諭等は、協議会等が実施するミドルリーダーとしての深化期からキャリア成熟期への進展を目的とした研修（以下「校外研修」という。）を11回、校内における研修（以下「校内研修」という。）を20回以上受けるものとする。
 - ② 校外研修は、共通研修、所属市町教育委員会実施研修並びに、10年めの教諭等の能力、適性等に応じた教科指導、教育諸課題に関する選択研修とする。
 - ③ 校内研修は、実践を通じた授業研究研修及び課題研究研修等とする。

4. 年間研修計画・報告

- (1) 協議会は、校外研修年間計画を作成する。
- (2) 所属市町教育委員会は、協議会が作成する校外研修年間計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町における豊能地区公立学校10年経験者研修市町年間研修計画書【様式1】を作成し、その写しを協議会に提出するものとする。
- (3) 所属市町教育委員会は、当該市町における豊能地区公立学校10年経験者研修市町年間研修報告書【様式2】を作成し、その写しを協議会に提出するものとする。

5. 豊能地区公立学校10年経験者研修 研修実施計画

- (1) 10年めの教諭等が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、所属市町教育委員会研修指標及び年間研修計画に基づき、事前に当該の教諭等の能力、適性等を評価し、10年めの教諭等ごとの研修実施計画書案【様式3】を作成し、これを所属市町教育委員会に提出する。なお、研修実施計画書案の作成に当たっては、教頭等の意見も参考にするとともに、10年めの教諭等の自己評価や意見を聴取するなど研修が効果的なものとなるよう配慮する。
- (2) 所属市町教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書案について必要な調整を行い、これを決定する。

(3) 所属市町教育委員会は、10年めの教諭等に係る研修実施計画書を保管するものとする。

6. 豊能地区公立学校10年経験者研修 研修実施報告

校長は、10年経験者研修修了時にその成果を評価し、10年めの教諭等に係る研修実施報告書【様式4】を作成して所属市町教育委員会に提出するとともに、事後の指導や研修に活用する。なお、成果の評価に当たっては、教頭等の意見並びに10年めの教諭等の自己評価や意見を参考にするものとする。

7. 校内体制

(1) 校長は、5年めの教諭等、10年めの教諭等の研修の実施に当たり、教頭等とも連携しながら必要な指導、助言に当たるものとする。

(2) 校長は、研修の実施に当たり、授業等の校務に配慮するなど、研修の時間を十分確保し、修了に向け支援するため、学校全体として協同的な体制の確立に努めるものとする。

8. 校長等連絡協議会

協議会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催するものとする。

9. 非常変災時の研修の開催判断について

(1) 協議会実施共通研修について

① 台風の接近が予想される場合

- ・研修前日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

② 台風が接近している場合

- ・研修当日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

③ ①②を除く事由により、研修日の正午までに研修実施が困難であると判断した場合

- ・研修を中止または延期することがある。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じて連絡するものとする。

(2) 所属市町教育委員会実施研修について

- ・所属市町教育委員会の基準に従うこと。

(3) 選択研修について

- ・主催する豊能地区の各市町教育委員会等の基準に従うこと。

研修実施計画書【様式3】作成上の留意事項

1. 研修目標の設定について

研修目標は、教員の資質向上に関する指標(豊能地区)を参考に研修受講者が自己の能力・適性等を評価し、具体的に記載すること。

2. 校外研修計画

- (1) 「校外研修実施計画」は、研修受講者が「研修目標」及び協議会が示す「校外研修年間計画」を踏まえて立案し、「研修目標」とともに校長に提出すること。
- (2) 校外研修の回数は11回とし、その内訳は下記のとおりとする。
- ・ 共通研修 5回
 - ・ 所属市町教育委員会実施研修、選択研修 6回
- ※ 90分から半日の研修を1回分とし、終日に渡る場合は2回分とする。

共通研修	5回	} 計11回
所属市町教育委員会実施研修*	合わせて 6回	
選択研修		

* 所属市町教育委員会実施研修は市町により回数が異なります。

- (3) 選択研修については下記の研修から受講者が選択し、記載する。
対象となる研修は、以下のとおり。
- ・ 大阪府人権教育研究協議会の第68回大阪府人権教育夏季研究会
 - ・ 大阪府人権教育研究協議会の第56回大阪府人権教育研究泉南大会
 - ・ 大阪教育大学附属小・中学校の研究大会
 - ・ 大阪府小・中学校の教科等の教育研究大会
 - ・ 豊能地区3市2町の相互交流研修のうち、10年選択研★と表示されている研修
 - ・ 大阪教育大学附属池田小・中学校を会場に実施する初任者研修第6・8回(授業づくり③・④)
 - ・ その他、所属市町教育委員会が認める研修

3. 校内研修計画

- (1) 「校内研修計画」は、研修受講者が「研修目標」及び協議会が示す「校内研修のモデル」を踏まえて立案し、「研修目標」とともに校長に提出すること。なお、立案にあたっては校内の各種研修計画との連携に配慮すること。
- (2) 校内研修は「授業研究研修(計画書の区分欄には(授)と記載する)」及び「課題研究研修(同様に(課)と記載する)」とし、その回数は合わせて20回以上とする。ただし、10回以上は授業研究研修とし、5回以上は課題研究研修とすること。
- (3) 校内研修は課業期間を中心に適切に計画すること。
- (4) 校外を会場とする場合は備考欄に会場名及び主催者名を記載すること。

4. 校長の指導・助言

- (1) 校長は、教員の資質向上に関する指標(豊能地区)を参考にし、面談等を通じて「研修目標」「校外研修計画」「校内研修計画」に対して必要な指導・助言を行うこと。

研修実施報告書【様式4】、選択研修報告書【様式5】作成上の留意事項

1. 研修実施報告書

(1) 研修評価について

「研修評価」については、年度当初に設定した「研修目標」に照らして、研修受講者自身がその成果を具体的に記載すること。

(2) 校外研修報告・校内研修報告について

「校外研修報告」及び「校内研修報告」は研修受講者が作成し、「研修評価」とともに校長に提出すること。

① 校内研修については「授業研究研修（報告書の区分欄には(授)と記載する）」及び「課題研究研修（同様に(課)と記載する）」の別を記載すること。

② 校内研修を校外を会場として実施した場合は、備考欄に会場名及び主催者名を記載すること。

2. 選択研修報告書

選択研修報告書は研修受講者が1回の研修につき1枚作成し、校長に提出すること。

3. 校長の指導・助言

(1) 校長は、「研修目標」に照らして、研修受講者の研修成果を評価し、面談等を通じて研修実施報告書の「研修評価」「校外研修報告」「校内研修報告」及び選択研修報告書に対して必要な指導・助言を行うこと。

(2) 「研修受講者への所見」については、研修受講者の資質能力の向上や研修成果の教育活動への還元等について具体的に記載すること。

校内研修実施上の留意事項

1. 校内研修の実施に当たっては、校長の指導のもと、学校全体として当該の教諭等の研修を支援する体制の確立に努めること。
2. 校内研修の実施に当たっては、校外研修の成果を踏まえるとともに、校内の各種研修と緊密に連携し、その活性化にも努めること。
3. 校内研修の内容は、モデルとして示したもののほかに各学校の事情に応じて別途設定することも可とする。
4. 校内研修の実施時期は、授業期間を中心に適切に設定すること。
5. 校内研修の会場は原則として校内とする。ただし、校外を会場とする既存の職員研修と兼ねて実施する場合等においては校外も可とする。
6. 校内研修の形態には下記のようなものがあるが、各学校の事情に応じて他の形態で実施することも可とする。なお、実施に当たっては形態に偏りがないよう留意すること。
 - (1) 研究授業…校外研修の成果を踏まえ、研修受講者が研究授業を行い、放課後等に研究協議を行ったり、校長が指導・助言を行ったりするもの
 - (2) 授業観察…研修受講者の平常の授業を校長が観察し、放課後等に指導・助言を行うもの
 - (3) 授業参観…他の教諭等の授業を参観し、放課後等に研修受講者が中心となって研究協議を行ったり、校長の指導のもと、研修受講者が指導者となって指導・助言を行ったりするもの
 - (4) コーチング…他の教諭等の実践や教材研究等に対して、校長の指導のもと、研修受講者が指導者となって指導・助言を行うもの
 - (5) 講話・講義…校長が研修受講者に対して個別に指導するものや、職員研修等を兼ねて外部講師による講義等を受けるもの
 - (6) 発表・報告…研修受講者が、職員研修等において校外研修の成果や特定の教育課題について発表や報告を行い、研究協議を行うもの
 - (7) レポート作成…特定の教育課題についてレポート等を作成し、校長の指導・助言を受けるもの

校内研修のモデル

区分	研 修 の 内 容	研修の形態
授業 研究 研修	<p>実際の授業を通して指導方法や教材等について研修し、校長が指導・助言をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教材研究 ○指導案の作成・研究 ○研究授業の実施 ○総合的な学習の時間の企画・実施 ○ICTを用いた指導法 ○他の教諭等の授業参観 ○初任者・経験の少ない教員への授業指導 ○研究討議（協議）会の進行 ○その他授業研究に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究授業 ○授業観察 ○授業参観 ○コーチング
課題 研究 研修	<p>当該校が直面する教育課題について実践的な研修を行ったり、各学校の実態に即してテーマを設定して研究を行ったりして、その成果を発表し、校長が指導・助言をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の実態把握と生徒指導の進め方 ○教育相談の進め方 ○人権教育の進め方 ○支援教育の進め方 ○道徳教育の進め方 ○キャリア教育の進め方 ○進路指導の進め方 ○学級経営の在り方 ○社会に開かれた教育課程 ○学校評価 ○特色ある学校づくり ○学校運営組織の改善 ○校内研修の活性化 ○家庭（保護者）・地域社会との連携 ○その他の教育課題に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○講話・講義 ○発表・報告 ○レポート作成 等

豊能地区公立学校10年経験者研修 実施計画書

(中堅教諭等資質向上研修)

※ 校長記入欄

所属		校長名		確認日
				令和 年 月 日

受講者名		所有免許状	
担当教科(科目)		所属学年	
所属分掌等		備考	

1 所属校の『学校教育目標』と『現状とのギャップ(問題)』(校長と対話のうえ、研修受講者が記入)

・『学校教育目標』について

・『現状とのギャップ(問題)』について

**※校長と対話のうえ、
研修受講者が記入**

2 自己分析(研修受講者が記入)

※研修受講者が記入

3 1及び2を踏まえた、所属校での『自己の役割』と『研修目標』(研修受講者が記入)

・所属校での『自己の役割』について

・『研修目標』について

※研修受講者が記入

所属	
----	--

受講者名	
------	--

3 校外研修計画

	月	日	研修名	回数	研修会場
共通研修			第1回 オリエンテーション、組織づくり①		豊中市教育センター
			第2回 組織づくり②コラボ研修		大阪教育大学附属池田小・中学校
			第3回 組織づくり③		池田市民文化会館
			第4回 人権教育		豊中市教育センター
			第5回 閉講にあたって、リフレクション		豊中市教育センター
所属市町実施研修			※研修受講者が記入		
選択研修					
校外研修合計回数				0 回	※合計が11回以上になるように計画すること

所属	
----	--

受講者名	
------	--

4 校内研修計画

月	日	区分	研修の内容	研修の形態	指導助言者等	備考
※研修受講者が記入						
授業研究研修合計回数			0	回	合計 0 回 ※授業研究研修が10回以上、課題研究研修が5回以上、合計が20回以上になるように計画すること。	
課題研究研修合計回数			0	回		

豊能地区公立学校10年経験者研修 実施報告書

(中堅教諭等資質向上研修)

※ 校長記入欄

所属		校長名		確認日
				令和 年 月 日

受講者名		所有免許状	
担当教科(科目)		所属学年	
所属分掌等		備考	

1 所属校での『自己の役割』と『研修目標』についての評価(研修受講者記入欄)

<p>・『自己の役割』についての評価</p> <p>・『研修目標』についての評価</p> <p>・来年度に向けて</p> <p style="text-align: center;">※研修受講者が記入</p>
--

2 1を踏まえた研修受講者への『所見』(研修受講者と対話のうえ、校長が記入)

<p>※研修受講者と対話のうえ、 校長が記入</p>

所属	
----	--

受講者名	
------	--

3 校外研修報告

	月	日	研修名	回数	研修会場
共通研修			第1回 オリエンテーション、組織づくり①		豊中市教育センター
			第2回 組織づくり②コラボ研修		大阪教育大学附属池田小・中学校
			第3回 組織づくり③		池田市民文化会館
			第4回 人権教育		豊中市教育センター
			第5回 閉講にあたって、リフレクション		豊中市教育センター
所属市町実施研修					
選択研修					
※研修受講者が記入					
校外研修合計回数				0 回	※合計が11回以上になるように受講すること

所属	
----	--

受講者名	
------	--

4 校内研修報告

月	日	区分	研修の内容	研修の形態	指導助言者等	備考
※研修受講者が記入						
授業研究研修合計回数			0	回	※授業研究研修が10回以上、課題研究研修が5回以上、合計が20回以上になるように実施すること。	
課題研究研修合計回数			0	回		
合計				0	回	

令和8年度(2026年度)10年経験者研修“OPPシート”(One Page Portfolio Sheet)

受講者 No. 【 】 所属【 立 学校・学園 】名前【 】

担当学年・教科等

○小・中・義(年) 【教科: 】 ○担任 副担任・その他()】

10年経験者研修前(/)
☆ 10年めを迎え、どのような先生でありたいですか?

第1回研修でワークシートに記入します。
⇒後日、提出するファイルに転記してください。

◎記入上の注意事項

・枠内の書式は以下のように設定していますので
変更しないでください。

[MSゴシック] [文字の大きさ: 10pt]

[行間: 固定値 12pt] [印刷: A3・縦]

・詳しい書き方は、手引の記入例(p.15)を参照してください。

第1回研修でワークシートに記入します。
⇒後日、提出するファイルに転記してください。

第2回・第3回)

☆コラボ研修にむけて
・個人の行動目標

第1回(/) 今日の学び『 』

①

②

③

☆コラボ
・個人の 毎回の研修実施後に記入します。

- ①に書いた日付を記入してください。
- ②に研修で学んだことを一言で書きます。(小見出しやタイトルのようなもの)
- ③に自分が学んだことや、学んだことをどのように生かしていくかなどをまとめ、端的に記入してください。

実際の記入例)

第3回

例1

今日の学び『この時間でこれだけ頑張った!』

授業づくりをする上で、子どもたちにどんな力を身につけさせたいのか、どんなことを学んでほしいのか。そういう「想い」をもって、授業を組み立てていくことが大切だと感じました。子どもたちが「この授業では、こんなことを学べた。こんなことができた。」という実感を持てるように授業を手掛けていきたい。

⇒『学んだこと』に加え、『学びをどのように生かしていきたいか』が記述されている。

第4回(

例2

今日の学び『授業の肝は高めあう場面だけ?』

研修内では、集団で高めあう時間が授業の肝だと教わった。確かに、学習に関して言えば、集団で一つの考えを練り上げることで、自分事の学びにつながる。しかし、それ以前の高めあうための態度を方向付けるような動機付けも肝ではないかと考える。授業の導入にもこだわって授業を作成したい。

⇒研修で学んだことで生じた『自分の考え(新たな疑問)』が記述されている。

10年経験者
☆ 今後、

※研修内容のメモにならないよう気をつけましょう。

提出の際のファイル名は以下の例のように変更してください。

例) 【101】R08_10年_OPPシート

ご自身の受講者ナンバー(半角)

年間提出書類チェック表

《提出物の流れ》

[研修受講者] → [所属校の管理職] → [所属市町教育委員会] → [豊能地区教職員人事協議会]

提出書類	作成者	✓ 提出チェック		
【様式1】 10年経験者研修市町年間研修計画書 【様式2】 10年経験者研修市町年間研修報告書	【所属市町教育委員会】が作成			
【様式3】 10年経験者研修 実施計画書	【校長】と対話のうえ、 【研修受講者】が作成	6月頃		
		<input type="checkbox"/>		
【様式4】 10年経験者研修 実施報告書	【研修受講者】 及び 【校長】が作成	2月頃		
		<input type="checkbox"/>		
【様式5】 10年経験者研修 選択研修報告書	【研修受講者】が作成	所属市町が定める日 (/)		
		<input type="checkbox"/>		
OPPシート	【研修受講者】が作成	8月頃	11月頃	2月頃
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第5回 実践交流資料等	【研修受講者】が作成	第5回に各自持参		
		<input type="checkbox"/>		

◎注意事項

- 記載されている提出時期は予定なので、前後することがあります。
提出締切日などの詳細は、所属市町教育委員会からの通知でご確認ください。
- 研修受講者から、所属市町教育委員会や豊能地区教職員人事協議会に書類を直接提出することはありません。
必ず、所属校の管理職を通じて、書類を提出するようにしてください。
- ご不明な点は、所属市町教育委員会までお問い合わせください。

【共通する指標】 **教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）1** **（大阪府指標をもとに作成）**

		第1期(基礎形成期)		第2期(ミドルリーダ－向上期)		第3期(ミドルリーダ－深化期)		第4期(キャリア成熟期)	
I 1	人権尊重の精神	人権意識、人権感覚を身につける ○ 個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、態度やスキルを身につけている。 ○ 様々な人権課題についての基礎的な知識をもっている。	人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ○ 子どもの気持ち、願い、背景を理解した上で適切な指導をすることができる。 ○ 子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる。	学校の課題を把握し、課題解決に向けて取り組めることができる。 ○ 人権尊重の教育を推進するために、経験の少ない教職員に指導・助言することができる。	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる。 ○ 家庭・地域・関係諸機関と連携して、人権尊重の教育を推進し、教職員に指導・助言することができる。	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる。 ○ 家庭・地域・関係諸機関と連携して、人権尊重の教育を推進し、教職員に指導・助言することができる。	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる。 ○ 家庭・地域・関係諸機関と連携して、人権尊重の教育を推進し、教職員に指導・助言することができる。	人権尊重を基盤とした学校づくりができる ○ 人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる。 ○ 人権尊重に関わる校内の課題について、全教職員に適切に指導・助言することができる。	人権尊重を基盤とした学校づくりができる ○ 人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる。 ○ 人権尊重に関わる校内の課題について、全教職員に適切に指導・助言することができる。
	2	安全に関わる基礎的な知識を身につける ○ 学校安全に関わる基礎的な知識を身につけることともに、身の回りの危険を察知し、回避することができる。	学級等の安全管理ができる ○ 学校の危機管理に必要な知識をもっている。 ○ 知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる。	学校安全について、知識だけでなく、理由や背景などの深い理解をもっている。 ○ 危機管理に向けて、学校の組織活動の中での役割を意識し行動できる。	学校における危機管理体制を点検し、改善できる ○ 学校安全に関わる研修等を企画し、実施することができる。 ○ 学校における危機管理体制（危機管理マニュアル等）を点検し、改善することができる。	学校における危機管理体制を点検し、改善できる ○ 学校安全に関わる研修等を企画し、実施することができる。 ○ 学校における危機管理体制（危機管理マニュアル等）を点検し、改善することができる。	学校における危機管理体制を点検し、改善できる ○ 学校安全に関わる研修等を企画し、実施することができる。 ○ 学校における危機管理体制（危機管理マニュアル等）を点検し、改善することができる。	学校・家庭・地域・関係諸機関との危機管理体制を確立できる ○ 学校を取り巻く危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を確立できる。 ○ 危機管理体制が十分であるか常に状況を把握し、緊急の場合に適切な判断ができる。	学校・家庭・地域・関係諸機関との危機管理体制を確立できる ○ 学校を取り巻く危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を確立できる。 ○ 危機管理体制が十分であるか常に状況を把握し、緊急の場合に適切な判断ができる。
	3	省察力及び理解力を身につける ○ 教育への情熱をもっている。 ○ 省察力（自ら振り返り、良し悪しを考えることができる力）を身につけ、常に成長しようとする意欲をもっている。	優れた取組みに学ぶ姿勢をもつ ○ 先輩教職員の優れた取組みに学び、自己成長を図るための努力をする。 ○ 自らの取組みを省察し、課題を見出すことができる。	幅広い専門性を高める ○ 省察力を活かし、幅広い専門性に基づくキャリアプランを立て、教職員としての成長意欲をもち続ける。 ○ 個人だけでなく、他の教職員とともに学ぶ姿勢をもっている。	最新情報を収集し、実践を発信する ○ 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けることともに、積極的に発信することができる。 ○ 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる。	最新情報を収集し、実践を発信する ○ 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けることともに、積極的に発信することができる。 ○ 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる。	最新情報を収集し、実践を発信する ○ 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けることともに、積極的に発信することができる。 ○ 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる。	最新情報を収集し、実践を発信する ○ 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けることともに、積極的に発信することができる。 ○ 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる。	学校教育目標達成のための情報を収集する ○ 国や府、市・町等の動向や情報をもとに、自校の状況を分析し、課題を発見することができる。 ○ 学校教育目標達成のための課題を明確にし、改善に向けての方向性を示すことができる。
II 4	課題解決能力	自分の課題を認識し、課題解決に努める ○ 自ら課題解決のために努力するとともに、相談する等、行動することができる。	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 子どもの関わりの中で課題を発見できる。 ○ 課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる。	学年（学校）の課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 学年や分掌など、校内組織で生じている課題を把握し、解決する方策を考えることができる。 ○ 課題解決に向けて検討する際に、教職員・管理職等との調整を行うことができる。	学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 学校内の様々な場面で生じている課題について、意識的に把握することができる。 ○ 課題を克服するために教職員の意見等を取りまとめ、取組案を示すことができる。	学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 学校内の様々な場面で生じている課題について、意識的に把握することができる。 ○ 課題を克服するために教職員の意見等を取りまとめ、取組案を示すことができる。	課題解決に向けて適切な指針を示す ○ 大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し、適切に対応案を示すことができる。 ○ 課題解決に向けて、進捗状況を把握し、必要な指導・助言を行い、改善に努めることができる。	課題解決に向けて適切な指針を示す ○ 大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し、適切に対応案を示すことができる。 ○ 課題解決に向けて、進捗状況を把握し、必要な指導・助言を行い、改善に努めることができる。	
	5	一般常識を身につける ○ 社会人としての一般常識を身につけている。 ○ 教員として、職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を知っている。	教育公務員として法令を遵守する ○ 社会人としての常識的で理性的な行動ができる。 ○ 教育公務員として法令を遵守した行動ができる。	法令への深い理解をもつ ○ 教育関係の法令に関して、その意味や背景を理解している。 ○ 法令への深い理解に基づいて、経験の少ない教職員に適切な指導・助言することができる。	法令遵守の精神を教職員に助言する ○ 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる。 ○ 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている。	法令遵守の精神を教職員に助言する ○ 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる。 ○ 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている。	法令遵守の精神を教職員に助言する ○ 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる。 ○ 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている。	法令遵守の精神を教職員に助言する ○ 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる。 ○ 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている。	法令遵守の精神を教職員に指導する ○ 自ら常に法令遵守を意識し、教職員のモデルとなるとともに、法令遵守の大切さを教職員全体に指導することができる。 ○ 法令遵守の観点で校内全体を点検し、未然防止に向けての対策を講じることができる。
	6	提出期限等を守る	計画的かつ正確・丁寧な処理できる ○ 自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる。 ○ 提出書類等の趣旨を理解し、期日までに提出できる。	効率的に処理できる ○ 学校全体に関わる事務を効率的に行うことができる。 ○ 関係者との調整を行い、効率的に処理することができる。	協力的に処理できる ○ 学校内外及び対外的な事務を処理することができる。 ○ 教職員が様々な事務を適切に分担、協力し、効率的に処理できるよう、中心的役割を担うことができる。	協力的に処理できる ○ 学校内外及び対外的な事務を処理することができる。 ○ 教職員が様々な事務を適切に分担、協力し、効率的に処理できるよう、中心的役割を担うことができる。	協力的に処理できる ○ 学校内外及び対外的な事務を処理することができる。 ○ 教職員が様々な事務を適切に分担、協力し、効率的に処理できるよう、中心的役割を担うことができる。	作成した書類等について点検できる ○ 全ての事務処理に関わって教職員の作成した書類等についても点検することができる。 ○ 正確で効率的な事務処理の方法について指導・助言することができる。	

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）2

（大阪府指標をもとに作成）

【共通する指標】

		第1期（基礎形成期）		第2期（ミドルリーダ－向上期）		第3期（ミドルリーダ－深化期）		第4期（キャリア成熟期）		
Ⅲ	7	学校組織の一員としての行動力	協働的姿勢をもつとともに、自分の意見を的確に述べ、適切なコミュニケーションを図ることができる。	組織の一員としての自覚をもつ	チーム力を高める	組織力を高める	組織力を高める	学校力を高める	学校力を高める	
			傾聴の姿勢をもつとともに、自分の意見を的確に述べ、適切なコミュニケーションを図ることができる。	組織の一員としての自覚をもつ	チーム力を高める	組織力を高める	組織力を高める	学校力を高める	学校力を高める	
			傾聴の姿勢をもつとともに、自分の意見を的確に述べ、適切なコミュニケーションを図ることができる。	組織の一員としての自覚をもつ	チーム力を高める	組織力を高める	組織力を高める	学校力を高める	学校力を高める	
Ⅳ	8	学校組織の一員としての行動力	課題解決に向けて、困難を抱え込まず、相談できるネットワークづくりの大切さを理解している。	課題を解決するために相談することができる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	
			課題解決に向けて、困難を抱え込まず、相談できるネットワークづくりの大切さを理解している。	課題を解決するために相談することができる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる
			課題解決に向けて、困難を抱え込まず、相談できるネットワークづくりの大切さを理解している。	課題を解決するために相談することができる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	課題を解決するためのネットワークを構築できる
Ⅳ	9	学校組織の一員としての行動力	所属する集団の中で、自己を見つめ、自分の役割を果たすことができる。	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	
			所属する集団の中で、自己を見つめ、自分の役割を果たすことができる。	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる
			所属する集団の中で、自己を見つめ、自分の役割を果たすことができる。	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる	学級経営等を行うことができる
Ⅳ	10	子どもたちを伸ばすことができる授業力、	学習指導要領解説書を熟読し、学習指導や自立活動の在り方を理解して、授業のイメージをもつことができる。	子ども主体の学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する		
			学習指導要領解説書を熟読し、学習指導や自立活動の在り方を理解して、授業のイメージをもつことができる。	子ども主体の学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	
			学習指導要領解説書を熟読し、学習指導や自立活動の在り方を理解して、授業のイメージをもつことができる。	子ども主体の学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	
Ⅳ	11	授業を展開することができる授業力、	授業に必要な基本的なスキルを身につける	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる		
			授業を展開するためのコミュニケーションスキル（聴く・話す・伝える等）を身につけている。	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	
			授業を展開するためのコミュニケーションスキル（聴く・話す・伝える等）を身につけている。	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	子どもの実態に応じた授業展開ができる	
Ⅳ	12	授業を評価する力	授業評価について理解する	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る		
			授業評価について理解する	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	
			授業評価について理解する	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）3

（大阪府指標をもとに作成）

【共通する指標】

		第0期（教職に就く前の準備段階）		第1期（基礎形成期）		第2期（ミドルリーダークラス向上期）		第3期（ミドルリーダークラス深化期）		第4期（キャリア成熟期）	
13	V 自尊感情を高め、集団づくりなどを指導する力	子どもを指導する力	子どもの良さを見つける	個に応じた指導・支援ができる	子ども同士のコミュニケーションを促進できる	子どもへの対応のモデルとなる	多様な場面を想定した指導・助言ができる				
		子どもを指導する力	傾聴の大切さを理解しており、周囲の状況を判断して、子どもに適切な声かけをすることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえた子ども理解を深め、子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。	子どもへの対応の仕方について、校内のモデルとなるスキルを身に付け、適切に指導・助言することができる。	子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。			
		子どもを指導する力	基礎的環境整備や合理的配慮などの基本理念について理解している。	必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。	子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。	子どもへの対応の仕方について、校内のモデルとなるスキルを身に付け、適切に指導・助言することができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。			
14	VI 専門領域【支援教育】	多様な個性や人格を尊重できる	迅速な報告・連絡・相談を行うことができる	組織的な対応の中心となる	組織的な生徒指導体制を機能させる	生徒指導の方針の提示と関係諸機関との連携を図る					
		多様な個性や人格を尊重できる	多くの人の出会いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を進め、報告・連絡・相談を通して、柔軟で適切な対応をすることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。	子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。	子どもへの対応の仕方について、校内のモデルとなるスキルを身に付け、適切に指導・助言することができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。			
		多様な個性や人格を尊重できる	多くの人の出会いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を進め、報告・連絡・相談を通して、柔軟で適切な対応をすることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。	子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。	子どもへの対応の仕方について、校内のモデルとなるスキルを身に付け、適切に指導・助言することができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。			
15	VII 専門領域【支援教育】	つくりたい学級等をイメージする	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	学年全体の実態把握ができる	学年全体の子ども一人ひとりの実態把握を促進し、より望ましい集団づくりを推進することができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	学校全体の実態把握ができる	学校として集団づくりのビジョンを提案する			
		つくりたい学級等をイメージする	自分の理想とする学級像をもち、子どもの発達段階に応じた集団のありようを理解し、集団づくりの手だてをイメージする。	学級の子ども一人ひとりの実態把握を、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	学年全体の子ども一人ひとりの実態把握を促進し、より望ましい集団づくりを推進することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	学校全体の実態把握ができる	学校として集団づくりのビジョンを提案する		
		つくりたい学級等をイメージする	自分の理想とする学級像をもち、子どもの発達段階に応じた集団のありようを理解し、集団づくりの手だてをイメージする。	学級の子ども一人ひとりの実態把握を、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	学年全体の子ども一人ひとりの実態把握を促進し、より望ましい集団づくりを推進することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	学校全体の実態把握ができる	学校として集団づくりのビジョンを提案する		
1	VIII 専門領域【支援教育】	様々な人と関わりをもつ	子ども一人ひとりの課題を解決するため相談することができる	子ども一人ひとりの課題を解決するためネットワークを活用することができる	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
		様々な人と関わりをもつ	支援の必要な子どもの実態を把握し、学年の教職員や支援教育コーディネーターに指導・助言を仰ぐことができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
		様々な人と関わりをもつ	支援の必要な子どもの実態を把握し、学年の教職員や支援教育コーディネーターに指導・助言を仰ぐことができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
2	IX 専門領域【支援教育】	支援教育に関する基礎的な知識を身につける	個に応じた指導・支援ができる	校内の支援教育を積極的に進めることができる	支援教育に関する知識を高め、地域への発信、教職員への指導・助言ができる	支援教育の推進に関する取組事例に精通し、他の教職員に対して適切に指導・助言することができる。	支援教育に関する知識を高め、地域への発信、教職員への指導・助言ができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
		支援教育に関する基礎的な知識を身につける	子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援をすることができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
		支援教育に関する基礎的な知識を身につける	子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援をすることができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
3	X 専門領域【支援教育】	多様な個性や人格を尊重できる	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	交流及び共同学習を積極的に進める	交流及び共同学習を推進するための組織的対応の中心となる	支援教育の推進に関する取組事例に精通し、他の教職員に対して適切に指導・助言することができる。	交流及び共同学習を推進するための組織的対応の中心となる	支援教育の推進に関する取組事例に精通し、他の教職員に対して適切に指導・助言することができる。			
		多様な個性や人格を尊重できる	学級の子ども一人ひとりの実態把握を、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			
		多様な個性や人格を尊重できる	学級の子ども一人ひとりの実態把握を、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、協働することができる。	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる			

【職に応じた指標】